

計	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
五五戶	自作	商勞工	小作	小作	小作	無	自作	自作	自作	商	自作	自作	地主	自小	自作	地主	農勞
100.7	110						三	六	110		三	九	10	四	四	五0	
25.7	110						三	六	110		三	九		四	四		
119													10			五0	
24.2			14	16	五									10			
1.45元	110		14	16	五		三	六	110		三	九		14	四		
1.45元	110	54	85	33	5	3	3	3	77	1	3	1	2	4	53	33	14
1.45元	1	2	13			2	25	1		1	1		1	1	3	2	
1.45元	1	5	55	1	12	1	1	1	3		1	1	2	1	4	2	1
1.45元	1	1															1

六七

九六・六五

110・15

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
農勞	自作	商	自作	自作	自作	自小	地小	小作	農勞	自小	自作	自作	無	自小	木匠	自作	自作
	11		九	24	52.6	九	典入 七			92.5	102	六八		20		六	九
	11		九	24	52.6	九				92.5	102	六八		20		六	九
							典入 七										
					55	11	五			五				73			
	11		九	24	52.6	六四	11			92.5	102	六八		93		六	九
1.45元	11	54	33	53	63	80	33	33	33	91	54	45	53	87	45	68	41
1.45元	3	2	1	13	22	24		1		14	3	12	1	3	7		
1.45元	1	51	52	21	4	31	43	12	1	12	12	42	3	31	54	41	31
1.45元																	

六六

九四〇 11265.62

四一八・五〇

三九八

八八

131.86

七四〇

九三四

八三四

八二一

四〇〇

四二六

備考——識字調査は七才以上、識字程度は私塾一年以上小學一年中退以上の修學とす。
自己の姓名を書き得る者は無識字者の約一〇パーセントなり。
六才以下の者は學齡期前兒童なるを以て無識字者の中に加算せず。
收入支出は康徳元年度とす。
出稼人口男三五人、女一〇人 識字者男二三人、無識字者男二三人、女二〇名は本表に記載せず

二、小學校の調査

校名	所在地	創設年月日	學年	生徒數	前學年畢業學生狀況
海城縣第一區村立第三十二小學校	欄河山	清道光緒三十四年四月十五日	一年 二年 三年 四年 共計	九 一四 六 九 三八	
沿革	白國土首倡張有才贊助按戶籌款爲 開辦費於清道光緒三十四年四月成立				
學生家長職業	農 工 商 軍警	進學者 自家服務 就職者	共計	二五 七 二 二 四 一 六	
教員履歷資格	姓名 次章 年齡 職務 薪俸 履歷 到任年月 最終學校畢業	王國惠 澤一 二五 教員 二五 會充馬風屯高小教員 大同二年二月 海城縣立舊制師範畢業			
校地及校舍	校地面積(米突單位) 校舍 操場 廁所 共計	校舍面積 教室 教員室廚房教員寢室 共計	按學生一人平均面積 教室 操場	六〇 五三〇 一〇 六〇〇 三〇 三〇 六〇 〇七八九四 一三九	

經費	入	出	共計
學費	本屯補給 共計 按學生平均額 戶口當	教員薪俸 學童薪俸 夫役薪俸 其他 共計	
一〇五元	三四五元 四五〇元 一一八四元 八・五元	三〇〇元 三〇〇元 三〇〇元 九〇元 四五〇元	
建築物	購置物 地價 共計		
四〇〇元	二二〇元 三〇〇元 九〇〇元		
課程(每週時數)	修身 國語 日語 算術 自然 手工 圖畫 體操 音樂		
一年 二年 三年 四年	二 三 二 九 二 二 二 二 二 二 二 三 三 三 三		
教科用書	國文教科書 國語教科書 修身教科書 自然教科書 算術學習書	出版處 新東京川口印刷所 奉天教育廳 奉天省公署教育廳 奉天省公署教育廳	
海城縣第一區欄河山村立第三十二小學校學生表	年齡 性別 人數		
八 七 六 五 四 三 二 一	男 女 男 女 男 女 男 女	三二 一	

となる。此の「日蝕」の理由を科學者は既に解析せるにも拘はらず農民は智識簡單にして且つ祖先傳來の口傳を深く信じ爲に是を一種の神秘不可解の現象なりと信じ曰く「天には暴虐なるものありて名を天狗と云ひ時には太陽と喧嘩し太陽を喰らふものなり」と。夫れ若し一度日蝕起らんか村民は驚天動地大聲にて「嗚呼いけない、天狗は日頭（太陽）を喰ふてしまつたぞ」と叫び老若男女家の外に走り出て銅鑼鼓、盆等を打ち鳴らし或は佛神に焼香して「西天の佛や神様よ！どうぞ御慈悲にも太陽を御救ひなさいます様に！」と祈りを捧ぐ。斯くする中に太陽の光徐々と現はれ元通りに照射するに至り「嗚呼又吐き出したぞ」と皆喜んで始めて四散す。而して斯様に日蝕は時折起るも遂に天狗が太陽を喰ふてしまはざるを以て農村に於ては「用事があるなら明日にでもしたらよからう。大したことはないぢやないか」と云ふ意味にて「用事があれば明日にしよう、天狗は太陽を決して喰ふてしまはないものだ」の言葉用ひられ居る。

「有事明天辦吧、天狗還吃了日頭麼？」

2 旋 風

農民の耕作に忙しい三、四月頃忽然として起る旋風を子供は「嗚呼、旋風よ！お前は鬼だ、鎌を以てお前の腿を切り取つてしまふぞ」と歌ひ老女は「あい、お前に一碗の水を吞まさう」と瓢箪の入物で水を入れて旋風にかけ、旋風の他所へ去るを見届け、それより家の中に入り子供達に一同くさり語る。

3 新正月忌針（正月には針仕事を忌む）

農村の婦女は野良仕事、三度の御飯炊き、育児、針仕事と云ふ様に追はれ追はれて單日なき苦勞を萬象更新の正月に於て休息するは當然なるも遂に「忌鍼」なる迷信を招來せり。正月一日より十日までの中何づれかの日に針仕事でもせんか（一鶏、二鴨、三猫、四狗、五猪、六羊七人、八穀、九菓、十菜）の中何づれかを損失すべしとて假令彼女等の良人衣服破れて肉を露出しつゝ街路を歩かざるべからざるに至るも正月には決して針仕事をせざるものなり。

4 雄鶏の夕鳴は火災の前兆

雄鶏の夕方啼鳴するは火神爺（火神）を見たが爲にして即ち火災の起る前兆にして是を殺せば火災の厄より免れ得べし。

5 虹

細雨遠山を洗ひ去り、輕煙疏林に垂れ籠めて遙か彼方に一條の虹現はれんか子供達は「嗚呼虹だ、緑だ、黄だ、！」と一齊に家より飛び出て、之を指差しつつ叫ぶのを老いたるお神之を見るときは「やい！指差してはいけない、指頭が爛れるぞ」と叱飛ばす。

「虹は一體何ですか。小叔母さん一つ聞かせて下さいよ」と子供達ねだると彼女は喜びて煙草を長き煙管につめ込み悠々と一服の後ゆつくりゆつくりとくさりやりて得意満面たり。

「虹はなあ―天の神様にはとても可愛い奥さんがゐてね、名を王母娘々と云ふんだよ、足はとても小さく綺麗に纏足して外面は弓なりになつていてとても小さい綺麗な鞋を穿いてゐるんだよ、分つたかね、それで内面は布を以つて纏つてゐて、時日が長くたつと嗅くなるので雨の降る日には仙女達に洗濯させてそして乾かす爲めに一條の虹を化出して干繩として王母娘々の脚布をほすのだよ、虹が即ち此の干繩なんだよ子供達は是を聞いて大いに喜ぶ。

6 命名の迷信

「命名」は人間に取りて重要な物事にして人間たる以上名前無かるべからざるものなり。故に名前に對しては實に鄭重たるべし。然るに鄭重のあまり遂に種々なる迷信を惹起せるは遺憾とすべきなり。次に該農村に生起せる事例を記述せん。

イ、渺茫として際涯なく、冥々たる蒼天はよく人を監視し、よく人に禍福を與ふ、惡人死去するときは即ち「天誅」富貴發財になりたる時は「富貴在天」「天財」と云ひ人と争ひて天に誓約する時は天を畏敬しての餘り子供の命名に當りては「天嘉、天澤、天裕、天恵」と命名す。

ロ、佛信に對する畏敬の念も厚く一日、十五日には廟寺へ行きて焼香し子供なき者は求子を爲し、子供生れたる時は「佛佑」「佛保」「神恩」「神福」等と命名して佛神の佑護を求む。

ハ、女子のみ生れる者にて男子の欲しき者は生れたる女子に男の子を招來せしむべく男の名前をつけ又は生れたる男の子よく續いて死去する時は死なざる様にと女子（了頭）の名前をつけて男にあらずとなす。

7 石 敢 當

村の地の利及家屋の地の利宜しからざる時は道の十字路及び家屋を圍む塀の上に石を置き「石敢當」と刻み以て百鬼、百災、百殃を鎮壓せしめ鬼氣を消滅せしむ。

8

子供毎夜の如く泣き叫びて寝つかざる時は

天皇々地皇々

我家有個哭夜郎

行路君子念三遍

一覺睡到大天亮

と紅紙に書き道の十字路或は便所等人の目につき易き所に貼り以て道行く人に三回讀ませば直ちに泣かずして毎夜やすやすと寝つく。而して之を見て讀まざる者ありとせば嘔なりと罵詈せらる。

9

子供にして食物の關係上、不潔のため身體に麻疹（痘疹）の如きもの生じたる時は醫者を呼ばずして該子供を裸體にして身内の者に一氣呵成、胸、背中、左右の臂に

左 青 龍

右 白 虎

前 朱 雀

後 玄 武

と書かせば麻疹は立所に快癒すと。

10 育兒の迷信、風俗

イ、遇 生

嬰兒産生後第一番に該家へ行く者を遇生と云ふ、該者にして品行方正學問優秀なる者なれば産婦即ち喜び該嬰兒成人せば品行、學問共に此の第一番目の訪問者に相同す。若し此の訪問者の品行學問にして然らざる時は産婦嬉しからず、故に嬰兒降生前産婦は品行學問共に優秀なる訪問者を切望す。

ロ、帶 奶

ハ、下 奶

嬰兒産出後一ヶ月内家にある物を盛る一切の器物、布袋等は他人に借さず、然らざる時は母乳は共に持ち去られて乳は少しも出でざるべし。嬰兒産出七日に一般の親戚友人皆鶏卵或は白麵を産婦に贈り以て乳の多く出る様又は身體保養に供す。

ニ、滿 月

嬰兒産出後滿一ヶ月其の他祖父の家は桃の枝、一枝を持ちて該嬰兒を家の中に招じ入れて暫くの間住まはせば長命富貴、桃の枝同様よく繁茂すべし。

11 同 歳 不 結 婚

同年の男女青年は相結婚せず。同年者は必ず一個の生命を相爭鬭するものにして不吉の兆なり。

女にして男より一才多き時は一年中苦勞して泣かざるべからず。男が女より一才多き時は一年中笑々喜々し得るものなり。

12

新婦にして車、或は轎より下りる時は闘斗に入れた松木の火で手脚をあぶ（烤）らざるべからず。

花嫁の寢室に入る時は入口に置かれたる鞍に足をかけざるべからず、此は鞍の音アンが平安の安に通じ將來永久に安樂に暮し得べしより來たれり。

13

結婚當日先に話をせる者は先に死去す。翌日は一緒に炕（寢床）より下りるべし。然らざれば先に下りたる者は一生涯苦勞せざるべからず。

14

新郎新婦の寢具の中に漿菓子（なつめの種子）を入れ置けば早立子（早く種子―子孫）が出来得べし。

15

新婦の寢室に入りたる晩は必ず（寛心麵）を作りて新婦に食べさす。されば以後寛麵の如く心が打ち寛ぎ得べし。

俗 諺

賀 新 年

汪汪汪妙妙狗也咬猫也叫迎財神放鞭炮老者喜少者笑嘻嘻哈哈過年了

玩 元 宵 節

元宵節又來到大街上很熱鬧太平歌唱的好各樣燈更可賺回到家吃元宵你說熱鬧不熱鬧

新 媳 婦 想 親 娘

新打茶壺亮光光新買小豬不吃糠新娶媳婦不吃飯眼淚汪汪想親娘走一路過一山不見哥哥不見嫂你說心酸不心酸

想 媽 家

鼓不打皮子厚華鐵不打上了鏽新娶媳婦着嘴他在媽家未住慣

俚 言

縫 破 五

正月初五俗名「破五」衣服被褥有未完整的都要這天縫紉那麼日後就沒有不吉的事了

二 月 二 不 動 針

二月初二是龍台頭的日子這天婦女們都停止針線活計如要動針就是刺龍頭所以人人謹記在心

童 謠

「小耗子。上燈台。偷油食。下不來。着急叫奶々。」「一點、二賣、么三、四塊、科五、打六、搖七、臘八、康九、十快、」「迷令迷令歌。

煙袋油子、趕大車。天轉地轉花花溜溜好看。」「咱兩玩跳花欄。花欄高買把刀。刀不快切芥菜。芥菜青買把弓。弓無弦買隻船。船無底買隻筆。筆

七六

無頭買頭牛。牛無角買隻馬。馬無鞍。騎着老虎上東山。東山有一狼。把小孩駭的哭一場。」捶布石格登登。你是姥的小外甥。姨娘擦粉。姥姥給代花。一代代到十七八。道南道北找婆家。豬八雙羊八雙。打開櫃紅綾被。打開箱藍緞花鞋正八雙。」「賣鑽來。什麼鑽、黃皮鑽。什麼開。鑰匙開不開。鐵棍打。打不開騎黃馬。黃馬高帶腰刀。腰刀長宰豬羊。豬羊血灌老甗。丁當小孩進城來。」「賣蒜來。什麼蒜。青頭蘿蔔紫皮蒜。打幾石。打三石。三石幾。三石三。打發老頭上西天」東方亮。西方亮。一對小姐貓花樣。描一堆。描一坑。小姐小姐食飯吧。什麼飯刀切麵。誰下的。娘下的。誰燒火二妹我。誰打油小丫頭。誰擔水小二鬼。」「兒登進當。好食黃瓜。黃瓜留種。若食油餅。油餅有油。要食牛頭。牛頭有毛。若食仙桃。仙桃有尖。若食牛肝。牛肝有血。若食老甗。老甗告狀。告到和尚。和尚念經。念到三星。三星拔掛。拔到蛤蟆。蛤蟆浮水。浮到二鬼。二鬼把門。把到三人。三人扎草。扎到小寶。小寶簍豆。簍到小六。小六挑水。挑他媽肥大腿。」

四、宗教、寺廟の調査

部落民の話に依れば該部落は順治八年平南親王可喜の招きにより開墾移民として主に山東より移住し來たりて開拓せるものなれば宗教は概ね佛教にして主に臨濟宗派及眞言宗派なり。（平南親王の詳細は別冊元功垂範にあり）一般に信仰の念厚く佛畫を壁に掛けて毎月一日、十五日の兩日には必ず燒香し一家の平安繁榮を祈禱するも或者は毎朝毎夕之を實行する者あり。村民の白日譚の如きは遼陽まで出でて十數元を投じて洗禮の如きものに類似する授戒を施され、戒戒牒を授與されたり。該部落に三寺廟あり。

三 官 廟

該部落の前面に聳立する欄河山上に三官廟位し天官、地官、水官を奉祭す。部落民は毎月一日、十五日に燒香に行く。該廟には僧侶なく只部落民の一人廟所有の廟に隣接せる家屋に無料にて住居し毎月一日、十五日に燒香するのみ。其の代り年に三元五の燒香料を廟財産より支出せらる。建物は二・四丈、一・二丈の廣さを有する一軒堂なり。

藥 王 廟

小學校に接して該廟在りて煉瓦塀に圍まれたる三丈、一・八丈の一軒堂にして二百年前建立されたるものなり。住持なく小學校の小使毎月一日、十五日に燒香するのみ。該廟は藥王様を奉祀するものにして病あらば該廟に至りて藥を（藥箋）求めれば快癒すと。

七七

毎年の陰曆四月二十八日は廟會に當り近隣部落民は大舉して來たり藥王様に自己の慾求を果たすべき祈を捧ぐ故頗る殷賑にして田舎市も開かる。

該廟には四畝位の土地ありて其の收入及寄進によりて燒香料及一切は處理せらる。

土地廟

部落はづれに土地廟ありて恰も氏神奉祀するものなり。死人ある時は直ちに該廟に行きて告げ西方淨土に行かれる様にと祈る。土地廟は此故に皆部落の西方に建立されるものなり。

該廟は五道（火、水、金、土の五道）の神を祭るものなり。

欄河山創建三官廟碑記

從來天地之精英、每呈奇於山水。山水之秀、使無人焉爲之修補而栽培。則荒煙蔓草。雖有名山佳水。而雨雪之朝。花月之夕。四時之景況變幻無窮者。欲遍觀盡識。而苦無托足之地。不能不令人浩歎於無可如何耶也。我海邑城東八里許。有欄河山者。舊名欄柯山。兀然特出。如虎豹之。龍蛇之盤。怪石巉峭壁突立。其旁則曲經通幽。古洞深邃。洞側有泉。泉酣而潔。又有清流激湍。映帶其前。登斯巔也。北望千山萬壑。爭研隱隱。層巒聳翠。西瞻遼海一泓。如線茫茫。綠水分波。而且城廟人民。儼然在望。桑麻雞犬。一覽無餘。可憐謂集一邑之壯觀。而不可多得者矣。然勝地雖存。會無片瓦隻椽。四方之遊覽者。即欲搜奇探異。而不可爲信宿之留。非所以快登臨之志也。幸賴有信士。路天眞、李培之、奮然興起。捐金募化。創立三官廟三間。神房三間。於康熙三十六年十月告成。招比近僧實珍於上。朝香夜火。祈保護於一方。暮鼓晨鐘。警迷途於太衆。會幾何時。而已居然一古刹僧院矣。豈復前之荒煙蔓草。快登臨而不得者。可同日語哉。蓋土木之興。高山較平地有數倍之難。茲既創造於前。復望繼起者。擴充於後。誠恐歲遠年湮。頓忘始事。用是勒之碑石。以垂將來。同群然間記於余焉。余邑人也。素性慷慨。苦嗜山水。廟成之後。嘗讀書於上。凡一壑一丘。以後晦明風雨。皆所親歷。知知此山爲最詳。加以衆善人與衆僧人。用心之專。用功之勤且苦。又余之所目睹者也。余雖不能文。不敢謝不敏焉。於斯乎書。

吏部候選知縣丙子科舉人王人傑撰文

丁酉科舉人

王錫蕃書丹

中憲大夫

尙之珪篆額

癸巳科進士文林郎知海城縣事王玉璠助修

康熙五十八年孟秋月

穀旦立

五、冠婚葬祭の調査

結婚

本部落は縣城に近きため且つ滿鐵沿線なるを以て文化程度高く幼少時代に許嫁を定める者少なく結婚年齢も早婚は少數にして大概十八歳前後なり。婚約をなす場合は媒介人ありて雙方の意志を取纏め雙方は地位、財産、家柄等を考慮の上紅紙に書きたる男女の生年月日に依りて卜占者に依頼して將來の運命を卜ひ合命ならば定婚をなす。此際婚約書を書くものと書かざる者ありて定婚せる場合には男家より女家に銀簪一本約六十錢を贈るものなり。定婚は當人に相談せずして兩方の父親達専斷するもの多く當人に聞くものは極少數なりとす。結婚後如何なる不幸ありとするも總ては運命なりと諦め天命なりとして兩親或は天を恨まずして我身の不幸なるを恨むのみ。是即ち天命論なり。

次に會親と云ひて彩禮即ち幾何かの金錢（五〇元より一〇〇元位）と共に白布四丈位女家に贈らる。

此の彩禮即ち金錢は嫁支度に使用されるも食乏人は之を以て借金拂に當てるものなり。女家食乏なればなる程此金錢は多くなるものにして女家富者なればなる程此金錢を嫁支度に使ひ或者は持參金を男家に持參するものなり。故に嫁は富者の女を娶る程儲かるものなりとす。

次に通信と云ひて結婚前二ヶ月前に婚帖を寄越して結婚の吉日を女家に通知す。次に過禮と云ひて男家より猪肉二頭、酒四提、包子一〇〇個、小盒子四様式、衣服、糸布大衫一件、網布大襖一件、布棉袴、布棉袴一套、小衫袴子一套價格にして一〇〇元位女家に贈らる。

結婚當日には女家より鏡二個、化粧品一組、帽箱（花瓶）一對男家に贈らる。結婚當日は親戚友人祝福に集まり來たりて祝福の印として紅紙に偶數になる様例へば二元と云ふ様に金錢なり或は物品を男家に持參する。當日は祝宴張られ普通の家にては六〇元位、相當なる家にては一〇〇元位宴會費及一切の費用として消費せらる。

女家の方にては嫁入前に親戚友人も添嫁粧として幾何かの祝儀をするものなり。

三歳以下の子供は葬式を営まずして死體を箱か高粱の幹等で包みて野邊に捨て、犬の餌食とするを通常とするも文化程度高き本部落に於ては普通程度の家にては穴を掘りて埋葬するを常とす。三歳以下死亡せるものは不孝者なりと云はる。

此の場合埋葬に行く者は親戚以外の雇傭人或は貧窮者に依頼するものにして家に歸れば手を先に洗ひ身を清めてより高粱酒一杯を以て慰勞するを常とす。

結婚前死亡せるものは簡略に埋葬さるも成人に對しては頗る大袈裟なり。

死人ありたる時は先づ土地廟に之を告げ次に開弔と云ひて和尚を招じて念佛をなし友人親戚來たりて弔ふ。次に家祭（中碗席）と云ひて死者を祭り次に發引と云ひて死後三日目に棺桶に入れたる死體を埋葬に行くものなり。出發前土地廟にて紙人形等を焼くものなり。女死去したる場合は牛ありて男死去したる場合は牛なし。埋葬後三日目に圓坟と云ひて墓地に到りて一握の土を掛け死體を叮嚀に地下に落付かす。

死後七日目に上望と云ひて死者の靈我家を見るべく歸り來ると云ふて廂に梯子（紙製）を掛け祭りをなす。若し梯子動きたる場合は歸り來たれりと云ふ。死後十四日目、二十一日目、二十八日目、三十五日目、四十二日目、四十九日目、即ち祭七と云ひて墓地へ行きて祭り、又死後百日目に百日祭と云ひて之を祭り、一周年祭、二周年祭、三周年祭と云ひて夫々祭りをなす。以上は富者に限りなすものにして該部落滞在中實際に見たる死者の野邊の送りは若くして死去したる關係上又貧窮者の家庭でもありたる關係上か頗る簡單にして死後二日目にも早野邊の送り済まし棺桶は一五、六元其他一切の費用を入れて四〇元位費消せりと云ふ。

展墓（墓參）は清明節（陰曆三月中）七月十五日、十月一日、年末の四回行はる。年末行はれるものは祖先を家へ歸へらして年を送迎せしむべく請ふものにして正月一日、二日まで歸來の祖先を祭るなり。

正月三日には凡ゆる神様を天へ歸へらすとの意味にて午前二時より三時までの間に送神を行ふ。

六、醫療、娛樂機關の調査

醫 療

楊承霖、楊世臣なる漢法醫者あるも前者は奉天中國醫學校速成科三年を卒業せる者にして免許狀を所有し相當の者と思はるる節あるも後者は小學四年修了で所謂「モグリ」醫者とのことなり。

多くは往診をするも遠き所にては馬車（荷馬車）又は馬にて迎ひに來るとのことにて診察料は不要なるも診察の結果投藥する。而して一服一元程度、高貴樂は其以上取ることなる故貧乏人に取りては病氣こそは天命なりと諦め自然療法に放任さる者にして死際に一服飲む位が關の山なり。患者は子供に多く病名は風邪、麻疹、腫物等を多く散見し、大人は過勞のため肺勞多し。

阿片中毒や梅毒は殆んど無き模様なり。是以て該部落民の風紀良好を證し得べし。

部落内には産婆無く子供生れる時は老婦人産婆役を務むるものなり。

出生兒は、はさみ或は高粱稈の皮にて臍を切り綿を以て包み絲にて細り一回湯浴をなす。生後直ちに砂糖水を二匙ばかり飲ますことあるとの由なるも一般的とはならざりし模様なり。

此の産婆役を務める老婦人を收生婆と云ひ、三日目に此の收生婆に御馳走を食べさせ其時に三十錢或は一元位差上げるものにして此の金を洗手錢と稱す。生後一ヶ月位して牌長又は村董に出生報告をなすのことなり。

相當なる家庭（一、二軒）には便所の設備ありて衛生觀念相當に強く概して該部落は衛生に對し理解ある模様なり。

娛 樂

部落には娛樂機關とて全くなく有産階級は縣城へ偶に出掛けて芝居を見る位が關の山にして、無産階級は新年を送迎する時御馳走なく、白酒を飲む位が上乘なり。賭博禁止の標語壁に貼られあるを見るに小賭博位はある模様なり。有産階級に於ては麻雀位を楽しむ様子あるも阿片吸飲は全然なし。農閑期に於ては隣人或は郷老と歡談したりして日を過す位なり。陰曆二月二日龍擡頭の日に西域進寶と云ひて飾りたる一輪車を一人が引き一人が推して他村より流れ込むことあり。部落滞在中之を見たる處頗る稚氣を帯びたるものにして、一種の道化味を帯びて見る人をして抱腹絶倒せしむるものなり、見物料は三〇分位演戲して十錢なり。

陰曆二月中春耕の前日試犁丈と云ひて一家揃ひて御馳走をなし、又九月中に打高粱即ち高粱を收穫するが、此時も一家揃ひて豚肉で作れる餃子を食べ、陰曆十月中に收穫完了せりと云ふ意味にて關場園門と云ふものありて其の翌日に一家揃ひて御馳走を食ふ習慣あり。

強ひて云へば是娛樂の一種なり。

海城縣第一區响堂村公所境內學齡兒童及就學狀況調查表

		學齡期前兒童										學齡兒童										小學校狀況		
性別		五歲	六歲	七歲	八歲	九歲	十歲	十一歲	十二歲	十三歲	十四歲	十五歲	計	校數	級數	兒童數	失學兒童數目							
男		六七	六四	五〇	七五	六三	五九	七八	八四	七七	八四	六五	七六六	五	五	二九三	五四							
女		五四	六七	三七	四八	七〇	六三	六九	七二	六八	三九	七二	六五九			七四	三八							
計		一一一	一三一	八七	一二三	一三三	一二二	一四七	一五六	一四五	一二三	一三七	一、四二五	五	五	三六七	九二							
備考																								

海城縣東榆樹園子初級第十四小學校概況表

學生		職員履歷表		資格		籍貫		到校年月日	
學生	男	女	姓名	次章	年齡	資格	籍貫	到校年月日	到校年月日
一	四	三	孫忠芝	子餘	四九	奉天省立第三師	海城東榆樹園子	苗官屯	康德二年二月二十四日
二	二	一	鵬翮	二五					
三	六	一							
四	八	七							
總計	三〇	一〇							
校地面積	一〇〇方米	操場面積	二四〇方米	其他	二〇方米	共計	三六〇方米		
校舍面積	五〇方米	禮堂		其他	五〇方米	共計	一〇〇方米		
普通教室	三	特別教室	三			共計	六間		

按學生每人平均面積
普通教室 一六方米
操場 七・五方米
學生實習地面積 九・一方米

基金 一千元
建築費 八百元
購買物 五〇元
地價 五〇元
計 一千九百元

入款利 大洋五十元
入 入學生的學費 大洋四十元

出教員薪俸 大洋一百六十二元
出校役薪資 大洋二十元
出辦公費臨時雜費及其他 共大洋二十五元

奉天省海城縣第三區大新屯村立小學校一瞥

競爭時代人人須自強、欲挽頹風方始立學堂、願我學子努力莫徬徨、萬歲萬歲本校壽無疆。

人……你們可知道作人是很難的麼？

教室規約

- 一、教室內的物件都要用心保護
- 二、教室內宜肅靜不可言語喧嘩
- 三、坐次排定不要隨便亂坐
- 四、不要隨便吐痰和拋棄亂紙
- 五、教室牆壁不要任意塗抹

六、前後窗玻璃破壞者即須賠償

七、出入教室要魚貫而行不可爭先妨礙秩序

八、本規約有未盡事宜得隨時宣告之

學生公約

- 一、言語要謹慎
- 二、身體要清潔
- 三、作事要敏捷
- 四、求學要勤緊
- 五、舉動要安詳
- 六、處人要和平

級長須知

- 一、同學有不正當行為時要用好言勸導
- 二、每天上下課和一切口令均由級長施發之
- 三、教室內各項臨時成績均由級長收集分發
- 四、每天缺席人數由級長於上課時填寫之
- 五、關於教室內的清潔由級長監視之
- 六、教室內外偶發生意外事項時須報告師長

值日生須知

- 一、先灑水然後掃地以免塵土飛揚
- 二、安排棹機要行列整齊

三、教室內教授用具要隨時整理之

四、玻璃及棹機要不時拂拭

五、每次上課之先把黑板擦淨

六、習字課須按位注水

教室標語

- 一、不怕有過怕不改過
- 二、學校裏要講公衆衛生
- 三、要注意教者講話
- 四、疑難事項要隨時質問
- 五、清潔是衛生的必要
- 六、同學要互相親愛
- 七、學校是學生的第二家庭
- 八、不要妄取人家的東西
- 九、名譽是人們的第二生命
- 十、拾到人家的東西要立刻聲明

大新屯村宜撫班職員一覽表

康德元年度八月一日起

職別	姓名	次章	年齡	籍貫	住址	附記
宣撫班長	李桂才	棟一	三五	海城	大新屯	均按照頒發王道入門講義實行講讀每屯每月一回、每月十日二十五日開講無津貼在小學講
副班長	鐘明康	仰泉	三九	同	鐘家台	
宣傳員	李棟一	棟一	三五	同	大新屯	
同	龍超有	興武	五五	同	小新屯	
						在小學講
						在廟講

同 同 同 同 同 同

說
明

李萬江
鍾景育
李錫際
高景行
張殿棟
馬德寬

鵬軒
重三
仰山
占普

五二
三八
四二
四〇
二八

同 同 同 同 同 同

羅家堡
鍾家合
西丁甲峪
東丁甲峪
沈宜屯
三道

在小學講
在小學講
在小學講
在小學講
在小學講
在空地講

本宣撫班奉海城縣宣撫小委員會令組織成立以宣傳王道爲宗旨端正風俗崇尚勤儉各項爲講題並聯絡各村立學校互相協助辦理擇定各附村地點爲講演場所遊行宣傳用開民智期收實效

奉天省西豐縣第二區更刻村忠信屯

調查時期 自康德三年三月二十八日 至三月十四日

第三班

民主財文協統
政地政政政政
部局部部部部
部部部部部部
劉英世 周立盛
劉國周 劉志明
田利五 王克儉
徐長吉 周成壽
孫吉泰 王克儉
吳顯明

一 概 況	統計處	徐 長 吉	全
二 生 產	統計處	徐 長 吉	一〇
三 土 地	土地局	岡松留一、近藤泉	一七
四 金 融	財政部	劉 志 明	一五

一、概況

統計處 徐長吉

目次

- 一、調査經過の概要
 - (一) 部落民の調査趣旨理解程度
- 二、位置
 - (一) 行政上の位置
 - (二) 縣城よりの距離道路
- 三、地勢
 - (一) 職業的構成
 - (二) 土地の所有狀況より見たる部落の構成
 - (三) 土地の經營狀態より見たる部落の構成
 - (四) 族籍より見たる部落の構成
- 四、戸口數
 - 五、部落の構成

一、調査經過の概要

(一) 部落民の調査趣旨理解程度

本調査に際しては西豐縣公署、第二區村政指導委員事務所、第二區警察署、更刻村村公所の援助を得たる爲調査は全般に頗る圓滑に進行せしむるを得たり。

調査開始當初各家長を小學校に招集調査班自體は勿論縣公署よりも充分に當班の調査趣旨を説明せり。右の援助並に工作にも拘はらず部落民なほ少なからず疑念を抱懷せるを該地有識者に教誡され調査員亦之が事實を發見するに至れり。彼等此種調査に對しては全然無經驗なるを以て疑念の抱懷は避け得ざる所なるべし。

斯の如く疑念抱懷すと雖も部落民純樸にして我々に對し好感を持し中央政府の官吏斯くも當々たる態度を以て部落民に接し得たるは驚倒に

値するものと思惟す、以て舊政權時代の蹂躪壓迫の如何に甚だしかりしかを推知するを得ん。

調査完了後調査班座談會を主催せしに部落民の調査趣旨理解程度を探究し得ると共に其他極めて有益なりと思惟さるるものありしを以て其の概略を掲載し以て参考に資せんとす。

時 期 三月十二日午後一時—五時

場 所 更刻村村公所

列 席 者

黄警察署長 孫指導委員 安村董 徐村長 郭村副 于村副 張校長 王翰臣先生 自衛團長 全調査員

班長の開會の辭により開始す。

財、張 農民の本調査に對する感想如何？

黄委員 歡迎と感激の極みにして農民中央政府の官吏と直接に懇談し得るは誠に光榮とする所なり。我々農民は政府官吏の本質、即ち當然可親を知るに至れり。然れども調査の趣旨を徹底的に理解するに至らざるに依り疑念なき能はざるは最も遺憾とする所なり本調査果して如何なる改革を齎らし得るや。

財、張 本調査に對し既に歡迎感激せば何故の疑念なるや？

委員 農民の調査に對する回答にして往々矛盾せる箇所有り之農民の知識低級なるを表示するものにして故意の虚構にあらざれば此の點御諒承を乞ふ。農民は本調査完了後直面せる生活の困窮艱難救済に就き諸多の希望を有す。右は直接農民より聞知せるものにして私見にあらず。民、津久井 吾人の諸方面よりの調査を綜合するに農民の貧困なる事實は明白なるも其の原因如何？

王翰臣 穀物安價反之勞賃高率なり高粱一斗の價格四角にして一晌に付生産費年六、七十元を要す。昨年は穀物高値なりしも水害の爲收穫減少せり之等の點より觀るに收支相償はざるなり。

委員 金融逼迫資金融通の途絶無に近く現在中流以下の農家に對する耕作資金の融通者殆んどなし。而して貸主無きのみならず從來一分なりし利息現在三分に高騰せり。

民、津久井 調査表を觀るに各農家多額の負債を有するのみならず高利率の事實判明せり。金融合作社亦土地を所有せざる者に融通せされば

如何なる對策を講すべきや？

委員 政府に於て信用による貸款を取扱ふ金融機關を設置しては如何？

民、津久井 各村の信望ある者保證人たらば兎も角農民一個人の信用のみにては實現困難と思惟す。

委員 從來貧農は地主或は金持に依頼し轉借することを得たり例へば以前の春耕貸款、農商貸款は土地所有者之を借入之を更に土地を有せざるものに貸付しものなり。然れども現在に於ては斯の如き便法すら絶無の狀態なり。

文、川尻 農村救済に對する金融合作社の資金融通又は他の方法による借款等は一時的救済方法にして根本的改善方法は他にありしと思惟さる譬へば

1、農業方法改善の餘地なきや？

2、農村に於ける副業兼營の可否

3、家庭生活の改善等なり

黄署長 此の三項は凡て金融と連繫的關係を有するものなり。

私見開陳するに

一、農法の改善は政府に於て農業學校を建設教材を養成し當縣に派遣されたし。

一、現に西豐縣に於て最も發展の見込ある副業は柞蠶業なるも（當屯には現在無し）政府養蠶に必要な洋炮を悉く回收してより其の生産高は往年に比し格段の減少を示し漸次衰落の趨勢を辿れり。故に政府に於て洋炮の貸下を實現されたし。

一、生活改善に關しては結婚費用は或程度迄儉約の餘地あるも葬式の費用は尊宗の念厚き農民に於ては餘りに節約するは右信念に反するものなれば現在以上に改善する餘地なしと思惟す。

統、王 屯内の貧民偷盜するものなきや？

署長 無、斯かる行爲有るものは村より追放さるるを以てなり。

經調、田村 雇農より小作へ小作より自作へ成功せる例ありや？

王翰臣 然り。其の實例として太平屯の趙東泉なるものあり。十年前は雇農たりしも貯蓄に努め以て土地を借入小作となり昨年九晌の土地を買入れ自作と成れり。

經調、田村 地主より雇農に没落せる例ありや？

王翰臣 有。同じく太平屯の曲某なるもの然り。

經調田村 小作人が小作料高率により貧困になれる例ありや？

王翰臣 天災地變に遭遇すると雖も契約通小作料を納めざるを得ず。

最近凶作連續するを以て當屯の小作人の大半は貧困となれり。

統、徐 聽取調査時不在地主吳道章の小作人團結小作料減納を要求し小作爭議類似の行爲ありたるも若し凶作にして一粒の收穫穀物無き場合土地騒動等の發生の怖なきや？

委員 絶對になし當縣の住民は柔順なり。

署長 勞働時間過長に失し爲に往々身を匪賊に投ずるものあり。農民の勞働時間を制限するは匪賊數を減少するに大效あると思惟さるるにより政府に於て農民の勞働時間制限を斷行するも一方法ならん。

民、津久井 勞働時間長ければ收益を増すを以て之を制限するは不當なり。

民、津久井 不在地主は間接に村公所の恩恵を蒙る所尠からざるにも拘はらず何故村公費を負擔せざるや？

徐村長 凶作に當り小作料を減免するを以て小作人は甘んじて村公費を負擔せるなり。吳道章の如きは昨年若し小作人村公費を負擔せざれば小作權を回收すと云ふが如き威壓的行爲に出たるを以て依然として小作人之を負擔することとなれり。

文、川尻 本屯の教育方面には改善を要するものなきや？

張校長 義務教育の實現、成人教育の民衆學校の設置之なり。併し農民は自家の勞働に従事するか又は他人の爲に勞働するかに依り收入の増加を謀らんとせるを以て強制を受くるも結局は中途退學者の續出を見るなり。之要するに農民の生計程度に左右せらるるものにして強制的には義務教育を遂行し難し。馮縣長在任時民國十八年に民衆學校（之は成人にして字を解せざるものの爲設置せしものなり）を設置したる

も入學者極少數に終れり結局之が實現も期し難きものと稱せざるを得ず。

民、葛西 日工は生活を維持し得るや？

委員 其の勞賃高率なる農繁期は日稼により雇傭者なき場合は物質或は山に入り薪を刈取り生活を維持せり。其の生活は却つて年工より良好なるやも計られず。

土、岡松 現行土地制度に不便を感じる點なきや例へば地照の名義にして現所有主の祖父なる場合等

委員 地照の名義變更は買賣ならずとも手数料を徴收せらるるを以て皆之が變更を希望せざるなり。

班長の閉會の辭により散會せり。

二、位 置

（一）行政上の位置

當調査部落忠信屯は西豐縣第二區更刻村に屬し更刻村村公所の所在地なり。菱形を形成する西豐縣の中央更刻村の北端に位せり、東方東盛屯に西方大太平屯、南方雙合屯に隣接し北方屯の北部を東西に流れる冠河を以て石橋村と界せり。

當縣は區に村政指導委員事務所を設置せり而して第二區村政指導委員事務所は當屯東北約二十里の烏魯村雙橋子屯に在り。

（二）縣城よりの距離と道路

縣城臨清門を出て東南八里西安に至る縣道に沿ひて展開せり。

三、地 勢

屯の南端には無名の丘陵連り北端には冠河の清流あり冠河の北方に亦無名の丘陵横はれり。斯く當調査部落は南北兩方面無名の丘陵に抱擁され住家及耕地はこの盆地に展開し南端は略高地にして北端冠河沿岸低く雨季に會するや氾濫常なく附近の住民の被害を蒙る尠からず。

四、戶口數

一、戶數

五
一
戶

一、人口數

二〇九人

女
一八七人

計
三九六人

女一〇〇人に對する男の數は一一・七人なり
一、一戸當人口數 七・八人

四、部落の構成

茲に當調査部落の構成を示せば次表の如し。

番號	職	業	男	女	世帶人員數	計	貸付面積	自作面積	借入面積	經營面積	備
一	小作	兼農	六	二		八	响		一〇〇	响	八・三
二	小作		九	七		一〇〇			三三〇		一二〇
三	小作		一	一		二			二〇〇		二〇〇
四	小作		三	〇		三			一〇〇		一〇〇
五	地主兼小作		三	三		六			二〇〇		二〇〇
六	小作		七	一		一八			三一〇		二七・一
七	小作		六	一		二			二四〇		一九〇
八	農	勞作	三	一		四					
九	地主兼自作		四	二		二六			三三〇		三九・二
一〇	地主兼自作		五	四		九			二二〇		
	木匠	兼鋪				內屯外二・四					

貸付面積五・五畝は匪害の爲耕す人なく貸付せず

屯外の貸付地は(一三〇)(一五)(一六)(一七)と共
有關係に在る土地なり(二・〇)响中の所有分

[illegible]

市外に在る貸付地二・四晌(一〇)の備考参照

C1111 參照

参照

朝鮮人

西鹽縣城にて線香職人として通勤

販賣用蔬菜、西瓜を栽培

朝鮮人
販賣用西瓜も栽培

即ち次表に列記せる如く地主兼商業一戸、地主兼自作三戸、地主兼自作小作四戸、地主兼小作二戸、自作二戸、自作兼雜貨商一戸、小作二八戸、農業労働者八戸、農業労働兼雜業五戸、雜業五戸、無職一戸なり此の外に鳳城に住居を有する不在地主一戸あり。
小作最も多く三五・三%を占め農業労働者之に次ぐ。

職業別
地主兼商業 二 割合(%) 三・九

(一) 職業別構成

計	無土地者	有土地者	所有面積別	三〇・一响以上	二五・一响—三〇・〇响	一五・一响—二五・〇响	一〇・一响—一五・〇响	五・一响—一〇・〇响	一・一响—五・〇响	〇・一响—一・〇响	〇・一响					
21	1	39	31	5	10	43	9	8	10	31	3	41	15	16	13	6
22	2	32	42	13				12	42	39	5	1	25	17	43	
24	3	34	49	15				14		49	38	45	2	7		
27	4	40	16					18		4	20	23	11			
28	6		17					19		26	34					
29	7							21		50						
30	11							22		51						
33	20							24		32						
35	23							27		40						
36	24							28								
37	26							29								
44	38							30								
46	41							33								
47	45							35								
48	50							36								
	51							37								
	8							44								
	12							46								
	14							47								
	18							48								
	19															
三六	一四	三五	一一	一一	戸數											
一〇〇・〇	七一・六	二〇	七八	五・八	九・八	二〇	二〇	%	二〇	二	五	九	四	四	三	二

職業別	不在地主	地主兼商業	地主兼自作	地主兼自作小作	地主兼小作	自作兼雜貨商	小作	農業労働者	農業労働兼雜業	雜業	無職
計	二一	三二	一三	五	一	三	五	一	三	二	五
調	一八	五	二	三	二	五	四	一	二	一	五
查	三九	六	五	五	三	八	九	二	五	三	二
番	六	七	五								
號	八	三	八								
住所、鳳凰城	一八	六	六	三	七	二	九				
戸數	一	五	五	八	一	二	二	四	三	二	二

地主兼自作	三	五・九
地主兼自作小作	四	七・八
地主兼小作	二	三・九
自作兼雜貨商	一	三・〇
自作兼勞作	一	二・〇
農勞兼雜業	八	一五・七
農勞兼雜業	五	九・八
無職	五	九・八
計	五一	一〇〇・〇

右表の中農業に依りて生活する世帯即ち農業のみを生業とするもの三七戸、農業の外に兼業を営むもの七戸(註)にして農家と看做すべきもの四四戸全戸数の八六%を占むるを以て當部落は純粹なる農村なり。

(註) 42 地主兼賣藥は貸付地を縣外に所有し當部落農業經營に直接的に關係を有せざるを以て之を農家の中に計上せず。

純粹農家三七戸の階級的構成を見るに地主兼自作三戸、地主兼自作小作四戸、地主兼小作二戸、自作二戸、小作一八戸、農業労働者八戸にして小作最多數、農業労働者之に次ぐ。兼業農家は七戸中地主一戸、10 にして西豐縣城にて木匠舖を兼營し自作は一戸、34 にして當屯に小舖を開業せり。農業労働者は五戸にして 21 は戸主縣城の線香製造職人として通勤し。30 は行商人を兼ね、33 は露店を兼營し、39 は長男自衛團員たり。46 は西豐縣城に於て瓦匠に當たり。右五戸の中 21 は月工にして他の四戸は何れも日工なることを留意すべし。

次に農家に非らざる七戸を観るに 35 鐵匠爐(鍛冶屋)を除くの外皆農業經營に何等關係を有せざるものにして 42 37 の二戸は藥業を営み、19 は自衛團員、28 は自衛團員兼炊事夫たり、27 は行商人、44 は無職なり。

左に之を表示せん

農家	戸數	割合(%)
其	四四	八六
他	七	一四

全戸(計)	五一	一〇〇
純粹農家	三七	八四
兼業農家	七	一六
農家(計)	四四	一〇〇

(二) 土地の所有狀況より見たる部落の構成

當部落の總面積は二八二・七响にして當屯住戸の所有に係るものは一一・八响不在地主N所有に屬するものは一七〇・九响なり。

當屯の住戸にして屯外に土地を所有するものは九戸合計四八・二响なり。5 は五・五响を所有し四區に在るも匪害の爲耕作希望者無しと。

9 は一九・八响を所有し其の中一・八响は自家の購入に係るものにして他の一八・〇响は入典地なり。10 13 15 16 17 の五戸は一一・〇响を共有せり。而して分家するに當り之を分割せず現在に至れるものなり。年に三〇石の小作料を收得し一戸當六石宛分取せり。40 は一・九响を所有し山地にして收益少く之を他人に貸付け自家は本屯にて四・〇响を借入小作に従事せり。42 は縣外に九・〇响所有し之を貸付大同元年匪害の爲本屯に移住したるものなり。

左に之を表示せん

調査番號	所有地	借入地	計	所有地	借入地	計
一	响	一〇・〇	一〇・〇	响	一〇・〇	一〇・〇
二	响	二・〇	二・〇	响	二・〇	二・〇
三	响	二・〇	二・〇	响	二・〇	二・〇
四	响	二・〇	二・〇	响	二・〇	二・〇
五	响	二・〇	二・〇	响	二・〇	二・〇
六	响	三・〇	三・〇	响	三・〇	三・〇
七	一・一	三・〇	四・一	一九・八	一・九	二〇・七
八	一・一	三・〇	四・一	二・四	一・九	四・三
九	一・〇	一・〇	二・〇	二・四	一・九	四・三
一〇	一・〇	一・〇	二・〇	二・四	一・九	四・三
計	一〇・〇	一〇・〇	二〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	二〇・〇

〇・一・一〇响

計 五

一八

内自作一戸、地主兼自作一戸、小作二戸、農業兼雜業一戸

附記 右表は土地を經營するもののみを掲載、土地を經營せざる二戸は省略せり。

右表に示す如く〇・一・一五・〇响級最多數にして四九%を占め、文字通零細化せるを見る。若し一〇响經營にて最低限度の生活を維持し得ると假定せば五・一响—一〇・〇响に介在するものは四戸、明かに一四%の低率を示し一〇・一—二〇・〇响級のもの二四%にして稍高率を示せり。勿論生活程度家族員數、經營態様に依り條件つけられ一概に此の級のもののが略中流の生活を維持し得ると断定し難きも他の零細土地經營者より相對的に良好なる生活を爲し得ると稱し得べし。二〇・一响—三〇・〇响並に當屯にて最も大規模に經營せる九の一戸は最上層に屬するものなり。當屯に於ける總經營面積は二七〇・四响總調査戸數(五二)の一戸當經營面積は五・三响經營農家戸數(二九)の一戸當經營面積は九・三响なり。

(四) 族籍より見たる部落の構成

漢人(民人)四四戸、滿人(旗人)五戸、朝鮮人二戸なり。

滿人は漢人と言語、習慣を全然同じくし一般生活上、交際上滿漢人間は極めて融和せることを看取し得。鮮人二戸は滿洲國人より水田を借入之を耕作せり。

最後に主要農作物と主食物との關係につき略述せん。

當屯に於ける主要農作物は高粱、包米、穀子、旱粳、水稻等なり。

右記の作物は何れも販賣用に供せられるが旱粳、水稻を除くの外主食物としても消費せられる主食物は自給に依るもの最多數なるも、晩夏より初秋に亘り所謂「青黄不換」なる時は購入又は借入を餘儀なくされることが常態の如し。

二、生 業

統計處 徐 長 吉

目 次

一、農 業	(一) 用 畜
(一) 農業生産手段	(二) 牧 野
(二) 耕種概要	(三) 林 業
(三) 經營	四、農業以外之生業
(四) 農産物販賣事情	(一) 商 業
(五) 農産物之運搬	(二) 工 業
(六) 副業	(三) 賣 藥 業
二、畜 業	附 小 作 慣 行
(一) 役 畜	

一、農 業

(一) 農業生産手段

A 地 價	
(a) 上中下則別評價當屯に於ける一响の地價次の如し。	
種 別	評 價
上 地	三〇〇・〇〇
中 地	二〇〇・〇〇